

はちしんフリーローン「悠々自適」

18

令和 4年10月 1日現在適用中

1	商品の名称	はちしんフリーローン「悠々自適」 (一般社団法人しんきん保証基金扱い) ※WEB完結ローン対応												
2	お使いみち	・特に限定はありません。事業性資金・おまとめ資金にも利用できます。												
3	ご利用いただける方	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の全てを満たされている方 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方もしくは営業地区内の事業所に勤務されている方 ②申込時年齢が満20歳以上の方で、最終返済時の年齢が満75歳以下である方 ③安定継続した収入がある方 ④一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 <p>【WEB完結ローン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～④を満たす方で、下記⑤⑥の要件を満たされている方 ⑤WEBでお申込みからご契約までお手続きされる方 ⑥運転免許証またはパスポートをお持ちの方 												
4	ご融資金額	・500万円以内(1万円単位)												
5	ご融資方法	・証書貸付となります。												
6	ご融資期間	・3ヵ月以上10年以内												
7	ご融資利率	<p>【区分別融資利率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>融資利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>年3.50%(うち保証料1.50%)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>年5.00%(うち保証料2.50%)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>年7.00%(うち保証料3.50%)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>年9.00%(うち保証料5.00%)</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>年11.50%(うち保証料7.00%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	融資利率	A	年3.50%(うち保証料1.50%)	B	年5.00%(うち保証料2.50%)	C	年7.00%(うち保証料3.50%)	D	年9.00%(うち保証料5.00%)	E	年11.50%(うち保証料7.00%)
区分	融資利率													
A	年3.50%(うち保証料1.50%)													
B	年5.00%(うち保証料2.50%)													
C	年7.00%(うち保証料3.50%)													
D	年9.00%(うち保証料5.00%)													
E	年11.50%(うち保証料7.00%)													
8	ご返済方法	<p>【来店型】 毎月元金均等返済または元利均等返済 【WEB完結ローン】 毎月元利均等返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご希望によりご融資金額の50%以内でボーナス返済が併用できます。 ・元金据置期間は6ヵ月以内 												
9	担保	・不要です。												
10	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。 <p>ただし、ご返済方法の変更、ご融資期間内での一部繰上げ返済または全部繰上げ返済される場合には所定の手数料をいただきますので、別表の「各種手数料等のご案内」をご参照ください。</p>												
11	保証人	・一般社団法人しんきん保証基金の保証を付保いたしますので不要です。												
12	保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金の定める保証料をお支払いいただきます。 ・保証料は融資利息とともに毎月所定の口座から自動引落としとなります。 												
13	提出していただく書類	<p>【来店型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の書類を提出していただきます。 ①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類(原本を提示していただきます) <p>ア. 本人確認書類: 運転免許証等</p>												

		<p>イ. 所得を証明する書類：源泉徴収票、所得証明書、確定申告書控</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細書でも可 ・年金受給者の方の場合、年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書 ・産前産後休業中または育児休業中の方の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書 <p>ただし、300万円以下の申込の場合は不要です。</p> <p>【WEB完結ローン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の書類をアップロードしていただきます。 ①本人確認書類：運転免許証もしくはパスポート ②所得を証明する書類：源泉徴収票、所得証明書、確定申告書控 ・年金受給者の方の場合、年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書 ・産前産後休業中または育児休業中の方の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書 <p>ただし、300万円以下の申込の場合は不要です。</p>
14	お取り扱い期間	<ul style="list-style-type: none"> ・通年お取り扱いしています。
15	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
16	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。 ・詳細、ご返済額の試算およびご不明な点は、窓口または営業担当者までご照会ください。

【当金庫の営業地区】

岐阜県郡上市 岐阜県高山市（旧大野郡荘川村） 岐阜県大野郡白川村、
 岐阜県下呂市（旧益田郡金山町、馬瀬村） 福井県大野市（旧大野郡和泉村）、
 岐阜県美濃市 岐阜県関市（旧関市） 岐阜県岐阜市（旧岐阜市）

